平成２２年（フ）第２７２号
群馬県高崎市新町1876番地１　市住18号
債務者　濱田　熊男
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２１５号
埼玉県本庄市児玉町児玉1587番地10
債務者　大久保勝正
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３４９号
埼玉県深谷市上野台433番地３
債務者　横山美智子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３５６号
埼玉県比企郡小川町大字大塚1213番地１　ハイツ杉の木103号
債務者　岩瀬美千代
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４０号
千葉県山武市横田919番地29
債務者　川口　宗純
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４号
千葉県旭市ニの6508番地１　矢崎アパートＢ棟
債務者　倉野美佐子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５号
千葉県銚子市南小川町2939番地　銚子マンション206号
債務者　山口　広美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５７号
新潟県三条市荒町２丁目20番14号　タウンハイツオオシマ124号
債務者　常峰　竜雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第７２号
新潟県三条市松ノ木町11番17号
債務者　新潟刃物販売こと　滝澤　　修
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第７３号
新潟県燕市燕2995番地
債務者　早川　　晃
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２７号
長崎県五島市木場町646番地４
債務者　古田　博輝
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第２８号
長崎県五島市木場町646番地４
債務者　古田多美子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第３２２号
盛岡市上田堤１丁目12番28号
債務者　関畑　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３６号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央４丁目４番地４　ディアコート吉浜Ｃ101
債務者　鈴木優美子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０１号
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目21番９号30
債務者　金澤　秀夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３７９号
新潟市中央区女池北１丁目６番６号
債務者　鈴木　勝也
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８０号
新潟市中央区女池北１丁目６番６号
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
新潟地方裁判所民事部